



2025年8月22日

各 位

会 社 名 株式会社コンヴァノ
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢
(コード：6574 東証グロース)
問合せ先 執行役員 藤本 光
(TEL：03 (3770) 1190 (代表))

米国OTCQX Internationalへの上場計画策定に関するお知らせ

当社は、本日2025年8月22日付で、米国におけるOTC Markets Group Inc. が運営するOTCQX Best Market の「OTCQX International」における取引開始を目指す上場計画を策定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 計画の概要

当社は、米国における投資家接点の拡大および株式の中長期的な流動性向上を目的として、OTC Markets Group Inc. が運営する最上位市場区分「OTCQX Best Market」のうち「OTCQX International」での取引開始を目指す上場計画を、本日2025年8月22日付で策定いたしました。また、当社が掲げる「コンヴァノ21,000ビットコイン財務補完計画」の達成および早期の時価総額1兆円の実現に向け、米国における投資家接点の一層の拡大が必要と判断し、本計画を推進するものです。取引開始時期は2026年3月期期末を目処に、遅くとも2027年3月期期末までを目標とし、予定ティッカー「CVNOF」を前提に準備を進めます（最終決定は所定の受入審査・取引開始手続の完了を条件とし、変更の可能性があります）。なお、本計画は国内上場（東京証券取引所グロース）の継続を前提とした米国での取引機会の追加であり、現時点で既存の上場区分や株主の権利義務に変更は生じません。

当社における「OTCQX International」における取引開始を目指す上場計画の検討は、2025年8月1日に当社CFOの指示の下、英語開示体制の恒常運用と米国投資家接点との接点拡大に向けた社内レビューを開始したことに端を発します。検討初期には、OTC Markets Groupが運営する国際企業向け市場区分のうち、当社の現状に照らした要件・コスト・時期のバランスの観点から、OTCQX InternationalのほかOTCQBやADR等の選択肢を広く比較し、Rule 12g3-2(b)の活用可能性、Verified Company Profile (OTCIQ) 認証、米国連絡担当 (PAL) の選任、初期はマーケットメイカー (MM) 1社での価格付き気配開始と90日以内の2社体制への移行の可否など、運用面の実務要件を整理しました。そのうえで、米国現地の助言者の見解を踏まえタイムラインと実装ステップを複眼的に検証するため、8月上旬以降、下記の外部カウンターパートとオンライン会議および電子メールでの意見交換を行い、当社としての結論形成を進めました。

まず、サンフランシスコ・ベイエリア/シリコンバレー所在のFlatwell & Co. LLCとは、米国投資家の関心領域、OTCQXの開示規則、及び実務フローについて協議を行いました。Flatwellからは、初期段階では投資家の認知度がボトルネックになりやすいことが指摘され、当社としてもこれらを開示運用計画に具体的に取り込みました。また米国OTCQX Internationalへの上場に関わる費用の概算額をヒアリングし、正式な見積もりを依頼済みとなっています。

並行して、米国デラウェア州所在のIBC Consulting Co., Ltd.とは、当社が東京証券取引所（TSE）に上場していることから、TSEがOTC Marketsの「適格外国証券取引所（Qualified Foreign Exchange, QFE）」として指定されている点を前提に、当社がOTC市場での上場資格（取引開始資格）を取得し得ることを確認しました。その上で、企業の売上高および時価総額に応じて、当社がOTCQBまたはOTCQXのいずれの市場区分に適格となるかの判断枠組みについて整理しました。現時点で当社に、ブローカー・ディーラー経由でのFINRA Rule 6432に基づくForm 211手続を含む一連の上場準備・申請支援が提供可能であるとの助言を受けました。併せて、OTCQX/OTCQBの申請要件・費用・必要開示水準・審査フロー等を整理した比較表の提供を受け、当社側で取引市場を確定次第、申請プロセスに即時着手するという段取りを相互に確認しました。

これら外部助言の集約結果を踏まえ、当社は8月下旬より方針案を審議し、目標ティッカー「CVNOF」を前提に、取引開始時期を2026年3月期期末を目処、遅くとも2027年3月期期末までとする工程表を策定しました。併せて、監査済みIFRS財務の英語開示体制、Verified Company Profileの認証取得、PAL選任、MMの段階的体制整備、英語IRサイト/資料/FAQの拡充、DC&Pの再点検といった実装タスクをリスト化し、段階的に推進することを決定しました。8月22日には、以上の検討経緯と実装方針を踏まえ、OTCQX Internationalでの取引開始を目指す上場計画を正式に策定し、国内上場の継続を前提とすること、最終決定は受入審査・手続完了を条件として変更の可能性があることも明示したうえで、対外公表に至っております。

実務面では、IFRSベースの監査済み年次財務情報を英語で開示する体制を整備し、Rule 12g3-2(b) に基づく情報開示スキームの活用を基本とします。これに併せて、Verified Company Profile の認証取得、米国連絡担当（PAL）の選任、OTC Link ATS におけるマーケットメイカー（MM）による価格付き気配（Quoted/Priced Quotes）の確保、ならびに初期審査プロセス（Initial Review 等、必要に応じてFINRA Form 211 関連手続を含む）への対応を順次進めます。さらに、米国投資家との対話強化に資する英語版 IR ページ/プレゼンテーション資料/FAQ の拡充、およびディスクロージャー・コントロール（DC&P）と内部統制の再点検を実施し、重要事象のタイムリーな英語開示を運用に組み込みます。

2. OTCQX での取引開始に向けた対応方針

OTCQX Best Marketは、OTC Markets Groupが運営する場外株式市場区分の最上位層であり、国内外の成熟企業を対象に、一定の財務水準、ベストプラクティスに沿ったコーポレート・ガバナンス、米国証券法の遵守、最新の開示を求める枠組みです。OTCQXは国際企業向けに「OTCQX International」および上位の「OTCQX International Premier」を設けており、適用基準や継続基準、開示義務、売買気配（マーケットメイカーによる価格提示）等が細則で定められています。

当社は、OTCQX Internationalでの取引開始に向け、まず会計・監査・開示の基盤を米国要件に適合させます。具体的には、既存のIFRSベースの年次財務を監査済みで整備し、監査意見が不利・不表明・限定でないことを確認します。OTCQXの国際企業に対しては、監査人のPCAOB登録要件は明示的に免除されており、財務基準はUS GAAP/IFRS/IFRS同等を容認しています。これらを前提に、英語による年次・中間等の開示体制を構築します。市場要件については、初期基準として最低入札価格\$0.25、グローバル時価総額\$10百万、パブリックフロート10%以上、100株以上保有の株主50名以上等を充足していることを確認し、OTC Link ATSにおけるマーケットメイカー（MM）による価格付き気配の体制を整えます。気配は原則2社ですが、入場時（または入場後3営業日以内）は最低1社、90日以内に2社へ移行できる段階的充足が認められます。あわせて、Verified Company Profile（OTCIQでの会社プロフィール認証）を取得し、12g3-2(b)の適合認証および英語での年次・中間・重要事項の掲載をOTC Disclosure & News Serviceで行います。見做し“ペニーストック”の除外や破産手続に該当しないこと等の適格性も併せて点検します。

手続の進め方としては、OTC MarketsのInitial Reviewまたはブローカー・ディーラーによるFINRA Form 211の届出・クリアのいずれかで米国内の気配開始適格性を確定させ、入場時点でMM1社の価格付き気配を満たしつつ90日以内に2社体制へ移行します。社外の米国実務パートナーとしてPAL（Principal American Liaison）/スポンサーによるレター提出を前提に、英語IRの拡充、ディスクロージャー・コントロール（DC&P）と内部統制の再点検、重要事象のタイムリーな英語開示運用を組み込み、基準充足と審査の進捗に合わせて順次対応します。

3. 今後の見通し

米国OTCQX Internationalへの上場に関わる費用は3000万円程度を見込んでおり、2026年3月期の業績に与える影響は軽微と考えておりますが、今後の業績に与える影響について開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。当該費用に関しては全額当社の営業キャッシュ・フローから得られる資金を充当

予定です。

以上